区分	□ 新　規　　■再提案　(R3・4・15 第148回総会；駒ケ根市)		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	□ 総務文教 ■ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	□ 国	担当省庁	
	■ 県	担当部局	健康福祉部
	□ その他	名　　称	

件名	**11　福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について**
提案市	中野市、飯山市
提案要旨	福祉医療費給付事業における県補助対象について、小学４年生から中学生までの通院医療費が対象となるよう要望する。
提案理由	福祉医療費給付事業の県補助対象について、本年度から通院分が小学３年生まで拡大されたが、市町村の財政負担が依然として大きいため、対象を更に中学３年生まで拡大されるよう要望する。

現況及び課題等

・乳幼児等の福祉医療費の対象年齢

	県補助	中野市	飯山市
入　院	中学校卒業まで	中学卒業まで	高校卒業まで
通　院	小学３年生まで	中学卒業まで	高校卒業まで

・福祉医療費支給額（乳幼児等）　　（単位：千円）

【中野市】	支給額	県補助金（対象の1/2）	一般財源
R元年度（決算額）	81,145	20,911	60,234
R２年度（決算額）	64,762	16,118	48,644
R３年度（決算額）	73,469	18,456	55,013

【飯山市】	支給額	県補助金（対象の1/2）	起債（市単独事業）	一般財源
R元年度（決算額）	42,036	9,501	22,752	9,783
R２年度（決算額）	30,851	5,775	18,000	7,076
R３年度（決算額）	39,364	7,496	22,000	9,868

関係法令	福祉医療費給付事業補助金交付要綱